

栃木市建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

第1 目的

この要領は、栃木市発注工事において建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用推進を図るため、CCUS活用工事の試行に必要な事項を定め、その円滑な実施に資することを目的とする。

第2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 対象期間 現場の稼働をしている期間をいう。
なお、休日、祝日、年末年始、夏期休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は含まない。
- (2) 現場着手日 工事着手日（工期の始期日）以降の実際の工事のための準備工事に着手する日のことをいう。
- (3) 下請企業 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるもの（警備会社・運搬業者を除く。）をいう。
- (4) 技能者 元請企業又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
- (5) CCUS登録事業者 元請企業又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- (6) CCUS登録技能者 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。

第3 対象工事

CCUSを活用する工事は、契約金額によらず栃木市が発注する全ての工事を対象とし、下記の記載例を参考に、特記仕様書にその旨を明らかにする。

なお、草刈り等の業務委託については、本要領の対象外となるが、CCUS活用を妨げるものではない。

第4 実施内容

第3の対象工事において、受注者が現場着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望した場合、発注者は、下記の目標基準を達成した場合において、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	目標基準
現場利用状況	技能者が対象期間中に就業履歴の蓄積（カードタッチ）を毎月行う

- (1) 目標基準の達成状況確認方法
発注者は、受注者に対し就業履歴一覧（月別カレンダー）の提示を求めることにより目標基準の達成状況を確認するものとする。
- (2) 工事成績評定への反映
受注者が指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定考査項目別運用表における考査項目「5. 創意工夫」において、1点加点するものとする。
- (3) CCUS活用にかかる費用
CCUS活用にかかる費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が負担するものとする。
- (4) CCUS活用の取組への意向確認
受注者は、CCUS活用工事を希望する場合、現場着手日までに工事打合簿により監督職員へ報告するものとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。